

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 大学評価の体制（第3条—第6条）
- 第3章 自己評価（第7条—第12条）
- 第4章 外部評価（第13条）
- 第5章 認証評価（第14条）
- 第6章 内部質保証（第15条）
- 第7章 評価結果の検証及びそれに基づく対応（第16条・第17条）
- 第8章 改善義務（第18条）
- 第9章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、札幌学院大学（以下、「本学」という）学則第1条の2及び札幌学院大学大学院学則第1条の2の規定に基づき、大学評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「大学評価」とは、自己評価、外部評価、認証評価を総称していう。
- (2) 「自己評価」とは、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら行う点検・評価をいう。
- (3) 「外部評価」とは、本学の依頼に基づき、本学教職員以外の評価実施者が、本学の教育研究等について行う評価をいう。
- (4) 「認証評価」とは、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が行う本学の評価をいう。
- (5) 「内部質保証」とは、大学評価を適切に機能させることによって、教育の質の維持・向上を自ら図る一連のプロセスをいう。

第2章 大学評価の体制

（大学評価委員会）

第3条 本学は、大学評価及び内部質保証の推進に責任を負う組織として、札幌学院大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とし、理事長が任命する。

- (1) 学長
- (2) 常務理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 学長が指名する者（若干名）

3 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長が指名する者とする。

（委員会の運営）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、大学評価に係わる次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部質保証の方針及び推進方策に関すること。
- (2) 自己評価及び外部評価の基本方針及び実施方策に関すること。
- (3) 認証評価機関の評価に関すること。
- (4) 大学評価の結果の公表に関すること。
- (5) 大学評価の結果の検証及びそれに基づく対応に関すること。
- (6) その他重要事項に関すること。

第3章 自己評価

(自己評価の事項)

第7条 自己評価は、次の各号に掲げる事項による。

- (1) 大学の理念及び目的に関すること。
- (2) 教育研究組織に関すること。
- (3) 教員・教員組織に関すること。
- (4) 教育内容・方法・成果に関すること。
- (5) 学生の受け入れに関すること。
- (6) 学生支援に関すること。
- (7) 教育研究等環境に関すること。
- (8) 社会連携・社会貢献に関すること。
- (9) 管理運営・財務に関すること。
- (10) 内部質保証に関すること。
- (11) その他必要な事項に関すること。

(自己評価の実施)

第8条 自己評価は、毎年度実施する。

(自己評価の実施体制)

第9条 自己評価の実施に当たり、学部・研究科・各種委員会等に自己評価実施部会（以下「実施部会」という。）を置く。

- 2 実施部会の自己評価については、全学的な観点から大学評価委員会がこれを統括する。

(自己評価実施部会の構成)

第10条 学部の実施部会は、学部運営会議の構成員及び職員で構成する。

- 2 研究科の実施部会は、研究科長及び研究科運営委員並びに職員で構成する。
- 3 各種委員会等の実施部会は、当該組織の長並びに所管する事務局の職員で構成する。
- 4 実施部会に部会長を置くこととし、当該組織の長がその任に当たる。
- 5 実施部会の構成は、大学協議会に報告する。

第11条 削除

(自己評価の報告書の作成及び公表)

第12条 大学評価委員会は、実施部会からの結果を取り纏め、各種媒体によって随時内容を公表する。

第4章 外部評価

(外部評価の実施)

第13条 外部評価は、自己評価の客観性を担保するために、必要に応じて実施する。

第5章 認証評価

(認証評価の実施)

第14条 学校教育法の定める認証評価の受審に際しては、大学評価委員会が大学全体を統括し、責任を持ってその実施にあたる。

第6章 内部質保証

(内部質保証の方針、体制及び手続)

第15条 本学の内部質保証の方針、体制及び手続を別に定め、これを公表する。

第7章 評価結果の検証及びそれに基づく対応

(評価結果の検証)

第16条 大学評価委員会は、自己評価、外部評価及び認証評価の結果について検証する。

(評価結果の検証に基づく対応)

第17条 大学評価委員会は、検証の結果に基づき、関係部局に対して必要な措置を勧告することができる。

第8章 改善義務

(評価結果に基づく改善義務)

第18条 学長、研究科長、学部長及び部局等の長は、自己評価、外部評価及び認証評価の結果及び前条に定める勧告に基づき、必要な改善措置を講じなければならない。

第9章 雑則

(大学評価委員会、自己評価実施部会の事務)

第19条 大学評価委員会の事務は、政策推進課が担当する。

2 学部及び研究科の実施部会の事務は、教育支援課が担当する。各種委員会等の実施部会は所属する事務局が担当する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月4日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。